

# 食品営業自動車の営業許可等の取扱要領

## 第1 目的

この要領は、食品営業許可取扱要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき食品営業自動車の取扱いについて、必要な事項を定める。

## 第2 定義

食品営業自動車とは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定するものをいう。）に施設を設けて、出店予定地を移動して、製造、加工、調理、販売等を行う営業で店舗形態のものをいう。

## 第3 取扱方針

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に掲げられている営業を食品営業自動車により営もうとする者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条第1項の規定により許可を受けなければならない。

## 第4 営業の許可

### 1 営業許可申請書の受理等

営業許可申請書は、主たる営業場所の所在地を管轄する保健所の保健所長が受理し、許可の可否を決定するものとする。

ただし、営業許可の有効期間満了に際し、引き続き営業の許可を受けようとする場合にあつては、現に受けている許可の許可書の交付を受けた保健所に申請するものとする。

### 2 業種

食品営業自動車による営業許可対象業種は次のとおりとする。

ただし、山梨県食品衛生法施行条例（平成12年山梨県条例第11号）第3条の規定による営業施設の基準に適合する食品営業自動車にあつては、この限りでない。

- (1) 飲食店営業
- (2) 魚介類販売業
- (3) 食肉処理業

### 3 営業許可申請書の記載方法の指導

営業許可申請書は、次により記載するよう指導するものとする。

- (1) 営業施設情報の「郵便番号」及び「施設の所在地」の欄には、主たる営業場所の郵便番号及び所在地を記載することとし、その所在地は市町村の字<sup>あざ</sup>までを記載すること。
- (2) 「自動車登録番号」の欄には、自動車登録番号若しくは車両番号（以下「自動車登録番号等」という。）を記載すること。

(3) 「備考」の欄には、仕込みを行う場所の所在地及び食品営業自動車の車台番号を記載すること。

#### 4 給水・排水タンクの容量

飲食店営業において備えるべき給水・排水タンクの容量ごとの実施可能な営業内容の目安については次のとおりとする。

ただし、営業者の業務計画を聴取したうえで、適切な容量を備えるよう指導するものとする。

なお、魚介類販売業にあつては、作業工程数から給水・排水タンクの容量の目安を準用するものとし、食肉処理業において、シカ又はイノシシを処理する場合にあつては、成獣一頭あたり約百リットルの水を供給できる貯水設備を備えるよう指導するものとする。

(1) 給水・排水タンクの容量が40リットル程度

- ・ 簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行う、かつ単一品目のみを取り扱う
- ・ 使い捨て容器の使用

(2) 給水・排水タンクの容量が80リットル程度

- ・ 大量の水を要しない、2工程程度までの簡易な調理を行う、又は複数品目を取り扱う
- ・ 使い捨て容器の使用

(3) 給水・排水タンクの容量が200リットル程度

- ・ 大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理を行う
- ・ 通常の食器を使用

#### 5 許可書の記載事項

要綱第7条第1項に規定する許可書の記載方法の他、食品営業自動車における許可書については、「営業の所在地」の欄に「山梨県一円」若しくは営業者の求めに応じ実際に営業する所在地を記載し、続けて括弧書きで自動車登録番号等を記載するものとする。

#### 第5 その他

甲府市長から法第55条第1項の規定による許可を受けた食品営業自動車の営業者は、知事の許可を受けたものとみなす。